

「一般名処方」推進のお知らせ

1 「一般名処方」と「銘柄名処方」



処方せんに記載するお薬の書き方には、

1. 有効成分の名前(一般名)で記載する「一般名処方」
2. 製品(お薬)の名前で記載する「銘柄名処方」

の2種類があります。

一般名とは有効成分の名前であり、製品の区別なく、処方せんに一般名を書くことを「一般名処方」と言います。一般名処方では保険薬局において、銘柄によらず有効成分が同一のどの医薬品でも選ぶことができます。

お薬により治療を行う際、効果を示しているのは有効成分です。

有効成分と含量等を指定すれば、必要とする治療効果を得ることができます。



一般名処方の記載例

【般】	アトルバスタチン	錠	10mg
	↑	↑	↑
有効成分の名前で 処方していることを示す	一般名	剤形	含量

2 「一般名処方」のメリット

医師が処方した一般名のお薬の中から、患者さんの要望に沿った形で、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも選ぶことができます。

ジェネリック医薬品は費用が安く済むため、価格を安くすることができます。そのため、患者さんの負担軽減や、国の医療費の節減につながるなどのメリットがあります。また、近年の医薬品の供給不安定な状況への対応も柔軟性を増し、安定した薬物治療を受けることができます。

3 厚生労働省による「一般名処方」の推進

厚生労働省ではジェネリック医薬品の使用促進を図るために、一般名処方を推進しています。この影響もあり、銘柄名処方から一般名処方への切り替えが進んでいます。

4 ご相談は薬剤師へ

当院では「一般名処方」に積極的に取り組んでいます。(ジェネリック医薬品が存在しない薬などに対しては、今まで通り「製品名」での処方となります。) 患者様は、処方せんを持って保険薬局へ行き、薬剤師と相談して薬の銘柄を選択します。その際、**患者様のご希望を伝えたくて、保険薬局の薬剤師から薬の情報と説明を納得するまで受け、薬を選択してください。**

後発医薬品使用体制加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に積極的に取り組んでいます。

また、後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制を整備しております。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。そのため、医薬品の供給状況によって投与する薬剤の変更を行う可能性があります。変更する場合には、患者様へ十分に説明を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点やご心配ことなどがありましたら、お気軽にお問い合わせください。



福岡大学病院 病院長